第

5286

号

 $\frac{\mathbf{K} \mathbf{E} \mathbf{I}}{\mathbf{I} - \mathbf{F}}$

ADAS

リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 8月 11日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 特定空家の敷地

Q:人が住めないような空家の固定資産税が見直されるようになったとか。どのようになったのですか?

A:住宅用地特例の対象外となりました。 【解説】

国土交通省によると、全国には空家が820万戸あり、中には人が住めないような状態の空家も多く社会問題になっています。

こうした問題を解決するべく、市町村において、特定空家等に該当する家屋の除去や修繕を命じる、あるいは、強制的に行うことができるように法整備がされ、税務においても、平成27年度改正で、平成28年からこうした特定空家等を固定資産税の住宅用地特例の対象外にすることとされました。

ここでいう特定空家等とは、そのまま放置 すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれ のある状態、適切な管理が行われていないこ とにより著しく景観を損なっている状態等に あると認められる空家等をいいます。

また、固定資産税の住宅用地特例とは、居住用家屋の敷地の課税標準額が通常の3分の1になり、200㎡以下の小規模住宅用地については通常の6分の1になるという特例をいい、管理不十分な空家であっても税額が安くなっていましたので、そのまま放置されてきたという現状がありました。

しかし、今後は特定空家等に該当すれば、 固定資産税の負担が大きくなりますのでこう した状況が改善されるのではと期待されてい ます。







